

医事紛争のしおり

民事訴訟にはさまざまな意味がある

その昔、30年以上前のことだと思うが、ある民間精神科病院の隔離室で自殺してしまった20代女性の患者の両親から依頼されて、意見書を書いたことがある。

自殺のあった当日、両親は娘に面会するために病院に行ったが、病状が悪いので会わせられないと言われ、信頼して預けているのだから仕方がないと思い、そのまま帰宅したという。娘の方は、今日こそ両親が来てくれると思って、心待ちにしていたが、親が入院費を払ってそのまま帰ったと聞いて、その夜、事件が起こったわけである。

その患者は初めての入院であり、親は病院の院長がその地方で最も高名な精神科医であると聞いて、はるばる入院させるために娘を連れて行ったのである。院長は両親との面談で、自分がいかに有名であるかを長々と話したというが、治療のための患者との面接は、週に1回もなかったらしい。両親としては娘のことを思い、経済的には困窮していたにも拘らず、民事訴訟を決意したわけである。

私は、刑事精神鑑定は行っても可能な限り民事訴訟には関わらないようにしていた。その理由は、学問的あるいは医学的な判断ではなく、いずれかの立場に立たざるを得ないからであった。この事案についても、最初は断ろうと思ったが、事情だけ聴いてほしいという懇請に負けて話を聞くうちに、やはり日本の精神科医療のあり方を正すためにも、意見書を書こうと決心したわけである。

そのためには、残存している客観的資料をとことん検証し、意見書とする他はなかった。幸いにも、患者本人が両親に宛てて書いた100枚以上の葉書が、時系列に保存されていた。これをつぶさに見ていくと、当初の明らかな混乱状態から次第に落ち着き、現実を認識する力が回復して、自分の故郷を一度見てみたいという欲求が高まっていったのがよくわかった。外泊の希望が却下されるたびに絶望の淵に沈みながらも、精神状態が悪化するということはなかった。すなわち、適切な時期に外泊が治療として行われていれば、この自殺は防ぐことができた事件であり、極めて悲しい物語である。

しかし、病院側及びそれを追認した裁判所は、世間一般の善管注意義務に瑕疵がなければそれでよしとしたのである。つまり、他者が治療の方針にまで口を出すことはできないというのが病院側及びその側に立った高名な医師の主張であった。悲しいことに、その頃私は、一介の精神科医に過ぎなかった。この一審での敗北で、貧しかった両親は、高裁への控訴を断念せざるを得なかった。

私がこの意見書を書いたことが、不思議なことに全国の民間精神科病院にあつという間に広まった。私は先輩医師から「同門として恥ずかしい」と、ひどい叱責を受けたものである。

患者の尊厳を無視した治療という名の拘禁がまかり通っていた時代に、私は一石を投じたのだと、今でも思っている。

(文責 中島理事)